

○厚生労働省告示第八十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十一条の十四第三項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月三十一日

厚生労働大臣 福岡 資麿

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十四号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
別表 地域相談支援給付費単位数表 第1 地域移行支援 1 地域移行支援サービス費 イ～ハ (略) 注1 イ及びロについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、<u>都道府県知事</u>（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）<u>に対して厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</u>（以下「障害保健福祉部長」という。）が定める様式による届出を行った指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下「指定基準」という。）第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。以下同じ。）が、地域相談支援給付決定障害者（法第5条第24項に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。以下同じ。）に対して指定地域移行支援（指定基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。ただし、イを算定している場合にあっては、ロは算定しない。 1の2 ハについては、注1に規定する別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、<u>都道府県知事に</u>対	別表 地域相談支援給付費単位数表 第1 地域移行支援 1 地域移行支援サービス費 イ～ハ (略) 注1 イ及びロについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）に<u>届け出た</u>指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下「指定基準」という。）第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。以下同じ。）が、地域相談支援給付決定障害者（法第5条第24項に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。以下同じ。）に対して指定地域移行支援（指定基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。ただし、イを算定している場合にあっては、ロは算定しない。 1の2 ハについては、注1に規定する別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に<u>届け</u>

して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定地域移行支援事業者以外の指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して指定地域移行支援を行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。

2・3 (略)

4 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定地域移行支援事業所において、指定地域移行支援を行った場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に500単位を加算する。ただし、拠点コーディネーター（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成30年厚生労働省告示第114号）第2号の2のイの(4)に規定する拠点コーディネーターをいう。以下同じ。）1人につき、当該指定地域移行支援事業所並びに当該指定地域移行支援事業所と相互に連携して運営される指定自立生活援助事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第206条の14第1項に規定する指定自立生活援助事業者をいう。以下同じ。）、指定地域定着支援事業者（第2の1の注1に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）、指定特定相談支援事業者（法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。以下同じ。）及び指定障害児相談支援事業者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下同じ。）の事業所の単位において、1月につき

出た指定地域移行支援事業者以外の指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して指定地域移行支援を行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。

2・3 (略)

4 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、指定地域移行支援を行った場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に500単位を加算する。ただし、拠点コーディネーター（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成30年厚生労働省告示第114号）第2号の2のイの(4)に規定する拠点コーディネーターをいう。以下同じ。）1人につき、当該指定地域移行支援事業所並びに当該指定地域移行支援事業所と相互に連携して運営される指定自立生活援助事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第206条の14第1項に規定する指定自立生活援助事業者をいう。以下同じ。）、指定地域定着支援事業者（第2の1の注1に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）、指定特定相談支援事業者（法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。以下同じ。）及び指定障害児相談支援事業者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下同じ。）の事業所の単位において、1月につき100回を限度とする。

100 回を限度とする。

5 ～ 7 （略）

1 の 2 ピアサポート体制加算 100 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定地域移行支援事業所において、指定地域移行支援を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算する。

1 の 3 ～ 3 （略）

4 障害福祉サービスの体験利用加算

イ・ロ （略）

注 1 ・ 2 （略）

3 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定地域移行支援事業所において、イ又はロを算定する場合に、更に 1 日につき所定単位数に 50 単位を加算する。

5 体験宿泊加算

イ・ロ （略）

注 1 ・ 2 （略）

3 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定地域移行支援事業所において、イの体験宿泊加算(I)又はロの体験宿泊加算(Ⅱ)を算定する場合に、更に 1 日につき所定単位数に 50 単位を加算する。

6 居住支援連携体制加算 35 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定地域移行支援事業所において、住宅確保要配慮者居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅

5 ～ 7 （略）

1 の 2 ピアサポート体制加算 100 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、指定地域移行支援を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算する。

1 の 3 ～ 3 （略）

4 障害福祉サービスの体験利用加算

イ・ロ （略）

注 1 ・ 2 （略）

3 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、イ又はロを算定する場合に、更に 1 日につき所定単位数に 50 単位を加算する。

5 体験宿泊加算

イ・ロ （略）

注 1 ・ 2 （略）

3 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、イの体験宿泊加算(I)又はロの体験宿泊加算(Ⅱ)を算定する場合に、更に 1 日につき所定単位数に 50 単位を加算する。

6 居住支援連携体制加算 35 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、住宅確保要配慮者居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112

の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 40 条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。以下同じ。）又は同法第 51 条第 1 項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下「居住支援法人等」という。）に対して、1 月に 1 回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、1 月につき所定単位数を加算する。

7 （略）

第 2 地域定着支援

1 地域定着支援サービス費

イ・ロ （略）

(1)・(2) （略）

注 1・2 （略）

2 の 2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定地域定着支援事業所において、ロの(1)の緊急時支援費(I)を算定する場合に、更に 1 日につき所定単位数に 50 単位を加算する。

2 の 3～4 （略）

5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った指定地域定着支援事業所において、指定地域定着支援を行った場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に 500 単位を加算する。ただし、拠点コーディネーター 1 人につき、当該指定地域定着支援事業所並びに当該指定地域定着支援事業所と相互に連携して運営される指定自立生活援助事業者、指定地域移行支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の事業所の単位において、1 月につき 100 回を限度とす

号）第 40 条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。以下同じ。）又は同法第 51 条第 1 項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下「居住支援法人等」という。）に対して、1 月に 1 回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、1 月につき所定単位数を加算する。

7 （略）

第 2 地域定着支援

1 地域定着支援サービス費

イ・ロ （略）

(1)・(2) （略）

注 1・2 （略）

2 の 2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域定着支援事業所において、ロの(1)の緊急時支援費(I)を算定する場合に、更に 1 日につき所定単位数に 50 単位を加算する。

2 の 3～4 （略）

5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域定着支援事業所において、指定地域定着支援を行った場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に 500 単位を加算する。ただし、拠点コーディネーター 1 人につき、当該指定地域定着支援事業所並びに当該指定地域定着支援事業所と相互に連携して運営される指定自立生活援助事業者、指定地域移行支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の事業所の単位において、1 月につき 100 回を限度とする。

る。 6～8 (略) 2 ピアサポート体制加算 100 単位 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、<u>都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った</u>指定地域定着支援事業所において、指定地域定着支援を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算する。 3 (略) 4 居住支援連携体制加算 35 単位 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、<u>都道府県知事に対して障害保健福祉部長が定める様式による届出を行った</u>指定地域定着支援事業所において、居住支援法人等に対して、1 月に 1 回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、1 月につき所定単位数を加算する。 5 (略)	6～8 (略) 2 ピアサポート体制加算 100 単位 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、都道府県知事に<u>届け出た</u>指定地域定着支援事業所において、指定地域定着支援を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算する。 3 (略) 4 居住支援連携体制加算 35 単位 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、都道府県知事に<u>届け出た</u>指定地域定着支援事業所において、居住支援法人等に対して、1 月に 1 回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、1 月につき所定単位数を加算する。 5 (略)
---	---

附 則

（適用期日）

- 1 この告示は、令和八年四月一日から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示の適用の日前にこの告示による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の規定により行われ、同日以後に都道府県知事に受理された届出については、この告示による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の規定により行われた届出とみなす。